

## 第 42 回海外研修 再研修制度の概要

海外研修助成事業は、社会福祉法人・NPO 法人に所属し、障害福祉サービス等に従事している方を対象に、海外での研修を通じ障害福祉の発展に寄与することを目的とする事業です。

また、再研修制度を導入することで、より高度な知識と技術を有する人材の育成を目指します。

### 【海外研修について】

#### 1. 研修内容

<b>合同研修 ※任意参加</b>
内容：外国の障害福祉制度やサービスについて学ぶ基礎的な団体研修 期間：2027 年 9 月初旬～10 日間（予定） 場所：アメリカ・シカゴ 申込方法：合格後、所定の様式を提出し、当基金の承認を得た上で参加 ※一部参加費を徴収します
<b>個別研修</b>
内容：研修者自身が設定したテーマに基づき、海外の社会福祉関連施設・専門機関などで行う自主的な研修 期間：①合同研修参加者 合同研修終了後～12 月初旬 ※合同研修を含め、30 日～90 日間で設定すること ②合同研修不参加者 2027 年 9 月初旬～12 月初旬 ※個別研修のみで 30 日～90 日間で設定すること 渡航国：原則として 3 ヶ国以内

#### 2. 研修終了後の手続き

- ・「海外研修報告書」を作成し、関係機関・団体等に配布
- ・「帰国報告会」にて研修内容を発表

### 【2026 年度 募集について】

#### 1. 申込手続き

- ・申込受付期間  
2026 年 9 月 1 日～10 月 31 日
- ・申込方法  
専用サイト「マイページ」よりオンライン申込
- ・選考方法  
一次選考（オンライン）：英会話試験（2026 年 11 月中旬）  
※小論文試験は免除  
二次選考（対面／東京）：選考委員による面接（2026 年 11 月下旬）
- ・助成決定時期  
内定：2026 年 12 月 決定：2027 年 1 月末

## 2. 対象

- ・以下の①～⑤をすべて満たしていること

①所属法人種別 「社会福祉法人」 または 「NPO 法人」 に所属していること

②所属事業所種別 障害福祉サービス等を行っている事業所に勤務していること

(例)

居宅介護／重度訪問介護／同行援護／行動援護／重度障害者等包括支援／短期入所／療養介護／生活介護／施設入所支援／自立生活援助／共同生活援助／自立訓練（機能訓練・生活訓練）／就労選択支援／就労移行支援／就労継続支援（A型・B型）／就労定着支援／児童発達支援／放課後等デイサービス 他

※高齢者福祉、児童福祉等の障害福祉サービス以外の分野に従事する方は原則として、対象外となります。

※上記に該当しない場合は、応募前に当基金までお問い合わせください。

③年齢 原則、25歳～60歳（申込時点）

④経験年数 実務経験満5年以上（申込時点）

⑤推薦 所属法人の代表者（理事長、会長、代表代理を担う理事等）による推薦を受けていること。

ただし、申込者本人が法人の代表者である場合には、当該法人において代表代理を担う役員による推薦を要します。

- ・望ましい能力・資質

海外の障害者福祉等から学ぶべき課題を持ち、意欲的に挑戦できる方

障害福祉に関する基本的知識・経験を有する方

日常的な英会話能力を有する方（現地での基本的な意思疎通が可能であること）

専門分野に関する有資格者

- ・当研修を一度修了した者に限る（3回目は不可）。なお、初回研修時のコース（1ヶ月、3ヶ月）の内容は問わない。

- ・応募制限

法人につき1名のみ（複数申込不可）

同時期実施の他団体による研修との重複申込不可

## 3. 定員、助成金及び研修期間

- ・定員：5名程度（初回研修者・再研修者を含む）

- ・助成金：1人あたり 105万円～225万円

※研修期間等により助成金額を設定

※助成金は所属法人を通じて支給する

※航空運賃は清水基金が別途負担する

※合同研修に参加する場合は、一部参加費を徴収する

- ・研修期間：2027年9月～11月